

武雄市白岩運動公園整備及び新体育館建設に係る基本設計業務プロポーザル審査結果

1 選定結果

- (1) 優先交渉権者 石橋・SUPPOSE DESIGN OFFICE設計共同企業体
- (2) 次点交渉権者 三原・光井純アンドアソシエーツ設計共同企業体

2 選定の概要

武雄市白岩運動公園整備及び新体育館建設に係る基本設計業務を委託するに当たり、高度な設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定するため、武雄市白岩運動公園整備及び新体育館建設に係る基本設計業務公募型プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）に基づき参加資格を満たす者を募集し、白岩運動公園整備・白岩体育館建設基本設計候補者選定委員会による選考を経て、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定した。

3 選定委員の構成

	役職名
委員長	副市長
副委員長	総務部長
委員	企画部長
委員	営業部長
委員	福祉部長
委員	まちづくり部長
委員	環境部長
委員	こども教育部長

4 選定の経過

- 令和 2年 5月12日（火） 公募の公告
令和 2年 6月 2日（火） 一次審査提出書類等の受付期限
令和 2年 6月 9日（火） 一次審査
令和 2年 7月 8日（水） 技術提案書等の受付期限
令和 2年 7月10日（金） 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

5 選考方法

(1) 一次審査

プロポーザル募集の公告を行ったところ、参加資格を有する2者から一次審査書類等の提出を受けて、次の項目で審査を行った。

- ① 事務所としての業務実績
- ② 配置技術者の評価（資格・経験年数）
- ③ 配置技術者の評価（業務実績）
- ④ 配置技術者の評価（CPD単位取得状況）

採点基準にしたがい参加表明者の実績等について評価・採点を行った。すべての企業体を二次審査対象者（ヒヤリング対象者）にすることを決定し、技術提案書等の提出を求めることとした。

(2) 二次審査

技術提案書等によりプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、次の3つの課題についての的確性、創造性、実現性の視点から審査を行った。

① 白岩運動公園の賑わい創出に関する提案

- ・整備想定エリアにおける配置計画や体育館と公園の一体性に関する提案

② 新体育館の利用度向上に関する提案

- ・施設の利用度向上に関する提案

③ 白岩運動公園及び新体育館の将来性についての提案

- ・新型コロナウイルス感染症などに対し、今後の公園や体育館のあり方についての意見
- ・白岩運動公園全体の活用として、民間（店舗、健康施設、宿泊施設等）誘致に関する意見

(3) 総合審査結果

一次審査と二次審査の合計得点を基に優先交渉権者及び次点交渉権者を次のとおり選定した。

	企業体名称	得点
優先交渉権者	石橋・SUPPOSE DESIGN OFFICE 設計共同企業体	115.8
次点交渉権者	三原・光井純アンドアソシエーツ設計共同企業体	111.3

(4) 優先交渉権者の選定理由

選定に当たっては、課題に対する技術提案内容を評価するとともに、本事業に対する理解度や業務体制等を確認し、審査委員の総意をもって優先交渉権者としての設計者チームの選定を行った。選定に至った主な理由は次のとおりである。

課題であった白岩運動公園及び新体育館について、特に公園部分の提案における的確性（与条件との適合性）、創造性（独創的な提案）の評価が高いと判断した。

具体的には、今ある公園の姿を完全にゼロにしてから次を造るのではなく、あるものを活かす「パークリノベーション」という斬新なアイデアや、それが周辺エリアとの調和やコスト面の配慮などにもつながる点、公園の禁止事項をなくし、公園利用のガイドラインを市民が作るといった先進的な公共空間活用の考え方が高く評価された。土地の歴史や市民の愛着心を大事にする、市民に寄り添う姿勢も共感が得られた。

また、体育館の新型コロナウイルス感染症対応として、三密を避けるための分散配置や開放性の高い構造など、「これまでと同じではいけない」というこれからの公共施設の在り方についての具体的な提案が評価された。

今後、基本設計においてさらにアイデアが付加され、より良いものとなることを期待している。